

定例監査結果報告

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定例監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、次のとおりその結果を報告します。また、同条第 10 項の規定により、意見を提出します。

記

1 監査対象及び実施期間

監 査 対 象	実 施 期 間
福祉保健部 <ul style="list-style-type: none">・ 社会福祉課・ 高齢介護課・ 長生寮・ 保育所（太田保育園、二塚保育園、 万葉なかよし保育園、牧野かぐら保育園） <p>平成 30 年 4 月 1 日から令和元年 5 月 31 日までに執行された所掌事務事業について</p>	令和元年 10 月 29 日 ） 令和元年 11 月 26 日

2 監査を実施した監査委員

廣 嶋 康 雄 玉 井 隼 也 高 畠 義 一

3 監査の着眼点

共通監査項目として以下の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- (1) 委託料の執行状況
- (2) 工事等の執行状況
- (3) 補助金の執行状況
- (4) 指定管理者制度の運用状況
- (5) 歳入金の収納状況及び不納欠損の状況
- (6) 行政財産の目的外使用の状況
- (7) 資金前渡金の管理状況
- (8) 備品の管理状況
- (9) 監査対象の所管する重点事業の執行状況
- (10) 前回監査での指摘事項等に対する措置状況

4 監査の主な実施内容

平成 30 年度において執行された事務事業が関係法令に基づいて適正に処理されているかについて行った。監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票等の監査を実施した。

5 監査の結果及び意見

経理事務及びその他の事務処理について監査したところ、適正に処理されていた。
なお、事務の執行等について、次のとおり意見を提出する。

(1) 意見

ア 少子高齢化の進行などに伴い、複雑で多様な福祉ニーズが増加していることから、民生委員・児童委員、福祉活動員等の福祉人材や社会福祉協議会をはじめとする関係団体と連携し、地域における福祉・生活課題の解決に努められたい。

(社会福祉課)

イ 団塊の世代がすべて 75 歳以上となる 2025 年を見据えて、地域包括ケアシステムの構築が進められているが、多くの市民が自ら介護予防や生活支援の担い手として主体的に活動されるよう「人づくり」に取り組まれたい。

また、地域資源としての民間活力を生かしながら施策を展開されたい。

(高齢介護課)